

# 銃撃死 警察官の無罪確定へ

4月23日 21時17分



7年前、中国人の元研修生を拳銃で撃って死亡させたとして、付審判という制度で裁判を受けていた栃木県警の警察官の無罪が、最高裁判所で確定することになりました。

平成18年、栃木県警の鹿沼警察署に勤務していた平田学巡查部長（37）は、現在の栃木市で当時38歳の中国人の元研修生を逮捕しようとした際に抵抗され、拳銃で撃って死亡させたとして、特別公務員暴行陵虐致死の罪に問われました。検察は、巡查部長を不起訴としましたが、警察官など公務員による暴行などが疑われる事件で、被害者や遺族が裁判を開くよう求める「付審判」という制度で、裁判が行われていました。

1審と2審は、「元研修生が、頭に石を振り下ろそうとしている差し迫った状況で、やむをえず発砲したもので、正当防衛に当たる」と、いずれも無罪を言い渡したため、検察官役の指定弁護士が上告していました。

これについて最高裁判所第2小法廷の鬼丸かおる裁判長は、23日までに上告を退ける決定をして、平田巡查部長の無罪が確定することになりました。